

資料5

富良野市における宿泊税導入検討の背景と目的

富良野市における宿泊税導入検討の経緯

富良野市の観光振興のための財源検討チームを富良野市役所庁内に設置し、2018年11月から6回のワーキングと2回の先進地視察により意見をとりまとめ、2019年3月に市長・副市長に報告をおこなった。

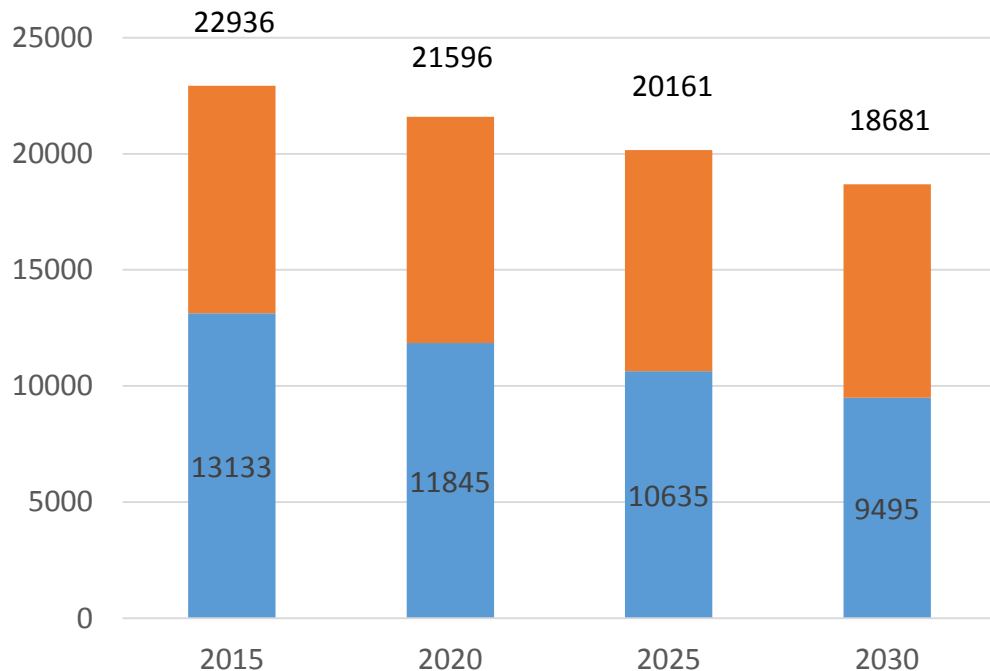
回・日程	内容	回・日程	内容
第1回 (2018年11月27日)	<ol style="list-style-type: none"> 開会 協議内容 <ol style="list-style-type: none"> これまでの調査経過 今後の進め方 今後のスケジュール(案) 閉会 	第4回 (2019年2月4日)	<ol style="list-style-type: none"> 開会 前回の協議結果について 協議内容 <ol style="list-style-type: none"> 京都市へのヒアリング報告、②倶知安町へのヒアリング、③導入にあたっての課題共有 今後のスケジュール(案) 閉会
第2回 (2018年12月17日)	<ol style="list-style-type: none"> 開会 前回の協議結果について 協議内容 <ol style="list-style-type: none"> 情報提供 導入にあたっての課題共有 今後のスケジュール(案) 閉会 	ヒアリング	倶知安町総合政策課、税務課、観光課 (2019年2月12日)
第3回 (2019年1月9日)	<ol style="list-style-type: none"> 開会 前回の協議結果について 協議内容 <ol style="list-style-type: none"> 導入にあたっての課題共有 <ol style="list-style-type: none"> 用途の整理、2) 免税の範囲、3) 納入方法、 宿泊業者への理解・周知の整理 基金の設置、6) 還付方法(徴収コスト) 京都市へのヒアリング 今後のスケジュール(案) 閉会 	第5回 (2019年2月20日)	<ol style="list-style-type: none"> 開会 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 前回の協議結果について、②倶知安町へのヒアリング報告、③富良野商工会議所からの要望 協議内容 <ol style="list-style-type: none"> 市議会での一般質問対応、②今後の進め方 <ol style="list-style-type: none"> H30年度内の進め方、2) H31年度の進め方 今後のスケジュール(案) 閉会
ヒアリング	京都市行財政局税務部税務課 (2019年1月31日)	第6回 (2019年3月26日)	<ol style="list-style-type: none"> 開会 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 旅行者へのアンケート結果報告、②これまでの検討結果報告(総括) 協議内容 <ol style="list-style-type: none"> 積み残した課題について、②今後の進め方について 今後のスケジュール 閉会
アンケート	観光客の金銭的負担に関する意識調査 (2019年2月2日～11日)	市長・副市長に最終報告(2019年3月26日)	

富良野市における宿泊税導入検討の背景

→詳細は「参考資料1」参照

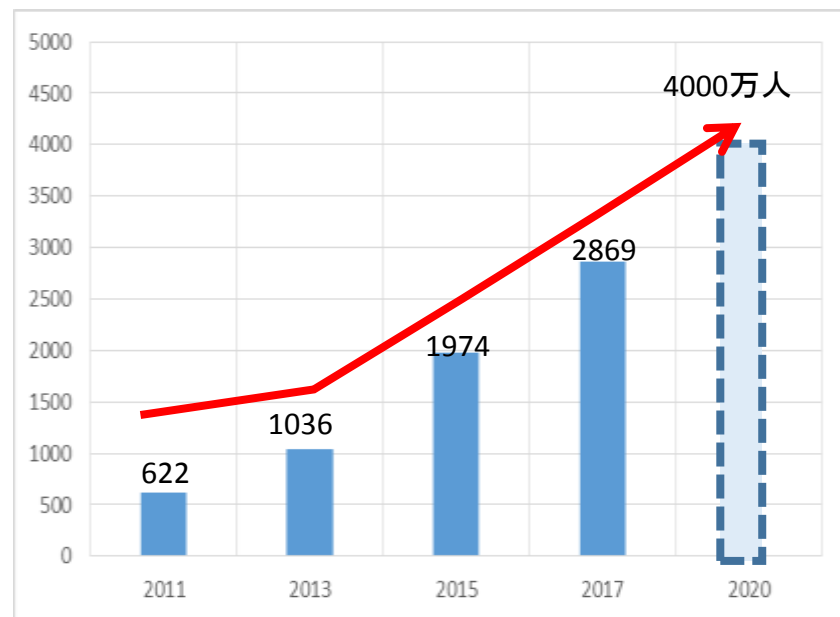


★はたらく人口（生産年齢人口）
が28%も減少
（2015-2030年比較、青グラフが生産年齢人口）



国立社会保障・人口問題研究所2018年推計

★増えるインバウンド（訪日外国人観光客）
～日本政府は、2020年までにインバウンドを4000万人まで増やすことを目標にしています
2030年までにさらなる増加が期待できます



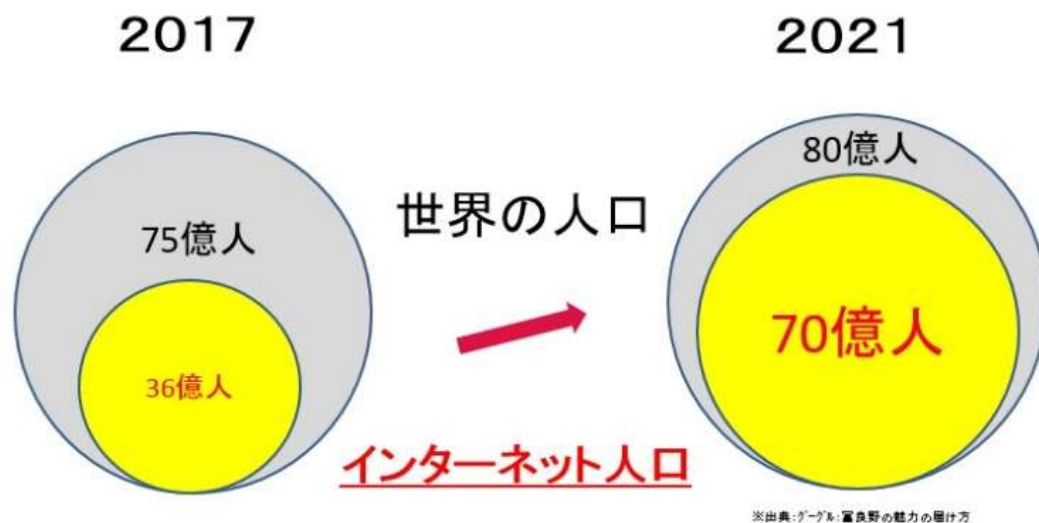
2017年までは日本政府観光客統計

富良野市における宿泊税導入検討の背景

→詳細は「参考資料1」参照



★進むデジタル化～世界のほとんどがインターネットにつながる時代へ



★モバイル化でより速くて便利に～スマートフォンの世帯保有率は75%、20代は94.5%（総務省2017年「通信利用動向調査」）
→通信、動画、決済、なんでもデジタル化／モバイル化
→2030年はデジタルネイティブ世代（1990年以降の誕生世代、生まれたときからデジタルに慣れ親しむ）が旅行市場のメインに

富良野市における宿泊税導入検討の背景

→詳細は「参考資料1」参照



富良野市が持続可能な観光地域づくりを行うためのビジョン

- ◆ 人口減少・少子高齢化により、富良野産業全体の担い手不足が深刻な中、当市として2030年にめざすべき方向性を示すと共に、ビジョン達成へ向けた体制づくりや方策をまとめた。
- ◆ ビジョン達成に向けては、5つの柱と32の具体的な戦略を定め、各戦略を効果的に進めていくためにも「持続性を確保するしくみ」として「観光と連動した法定外目的税を使った地域イノベーションのしくみ」を加え、**ビジョンを確実に達成していくための体制づくりと、観光まちづくり戦略のための新たな独自財源の確保を図ることとしている。**

基本目標：「オールシーズン」「滞在型」の国際観光地へ」

「快適な滞在環境をつくる」
「仲間や家族と楽しめる観光地にする」

「時間消費のメニューを増やし、質を高める」
「記憶」に残り、リピートしたくなる観光地にする」

ビジョン（目指すべき将来像）

- 世界水準の山岳リゾート
- 世界で最も美しく豊かな田園休暇
- 100年後の子孫に今以上にしてお返しする持続性確保
- 上質なライフスタイルのブランド体験

ミッション（5つの戦略）

- (1) 潜在目的となる富良野らしさを体感できるライフスタイルの創出
- (2) 快適かつ安心できるにぎわいと受入環境の整備
- (3) 来訪者の滞在を演出するサービス集積
- (4) 持続性を確保するしくみ**
- (5) 住民生活の質を高める環境づくり

2030年までの中長期的な取り組み

（1）富良野の魅力を極める

- ① 魅力ある公共施設を、世界に開放
 - ② 大雪山国立公園・芦別岳道立自然公園を世界水準のナショナルパークへ
 - ③ 「景観計画」による100年後の子孫に残す美しい町並みへ
- ### （2）観光産業をイノベーションし国際競争力を高め基幹産業へ
- ④ 規制緩和による生産性の見直し
 - ⑤ 新市場開拓と長期滞在と消費拡大の同時実現
 - ⑥ 観光地経営の視点で再生・活性化

（3）宿泊施設・通信・交通・決済などのデジタル環境の整備を早急に対応

- ⑦ 2030年代のデジタルネイティブ世代の家族旅行をテーマに、IOT、ビッグデータ、AIなど情報処理技術を活用し、富良野のホスピタリティ産業の生産性と顧客ロイヤリティを向上させ、ブランディングを進めるために「スマートウェルネスリゾート」構想として検討

（4）ストレスフリーな快適環境と持続可能な地域づくり

- ⑧ ストレスフリーな通信・交通利用とキャッシュレス環境の支援
- ⑨ 2次交通の充実に向けた法定外目的税導入に向けた調査
- ⑩ 旭川・千歳空港と富良野を結ぶ2次交通整備・利便性向上

富良野市観光の現状と課題

- ✓ 季節変動の解消による通年型観光の推進
- ✓ ポテンシャルを活かした国際的なブランド力を持った観光地づくり
- ✓ 観光人材の確保、サービスの質の向上
- ✓ 富良野市観光の質の向上（満足度の向上、地域自体の魅力づくり）
- ✓ 官民連携、観光関連組織（DMO等）の機能強化
- ✓ 住民との連携（地域の魅力を高めるための持続可能な観光振興）
- ✓ 他産業との連携強化（他産業への波及効果の高い観光産業）

●解決すべき富良野市観光の問題点・課題

ふらのビジョン2030	平成30年度 富良野市観光経済調査報告書
<ul style="list-style-type: none">・ 季節格差による春・秋の宿泊者数減少・ 客室稼働率の低さ・ 滞在コンテンツの充実・ 人口減少による観光サービス産業の人手不足・ マーケティング強化、観光産業の生産性向上に向けたデジタル化・ 持続可能な受入体制の強化・ 総合満足度は高いものの、再来訪意向（リピーター）が弱い・ 宿泊施設、域内交通（移動の快適性、案内標識、二次交通）、情報収集に対する満足度が低い <p><観光客の満足度></p> <ul style="list-style-type: none">● 個別評価（「大変そう思う」が低いもの）・ 地域に行ってからユニークな情報を収集できた（9.56%）・ 宿泊施設の質がよいと感じた（10.02%）・ 地域内の案内標識が豊富で便利だと感じた（10.49%）・ 宿泊施設でのおもてなしが感じられた（10.96%）・ 地域に行ってから容易に情報を収集できた（10.96%）	<ul style="list-style-type: none">・ 多様化するインバウンド客への対応、マナー問題への対応・ 伝統的な観光資源に加え、新たな魅力の増強・ 災害時、住民のみならず観光客の安全確保・ 移動の快適性、二次交通の充実・ スキー・スノーボード以外のアクティビティの開拓・ 住民との連携（観光客へのマナー啓発など） <p><観光に関する住民意識調査></p> <ul style="list-style-type: none">● 今後必要な施策や努力（上位5項目）・ 環境維持のための規制（48.5%）・ 移住・移民も含めた人口維持（38.2%）・ 観光人材の育成（36.9%）・ 二次交通（バス等）の整備（36.2%）・ リゾート地や住宅の建設の規制（22.6%）

農業と観光業を中心に発展してきた富良野市では、観光業がもし衰退するならば、雇用面や市民生活レベルの質の低下など、大きな問題につながりかねない

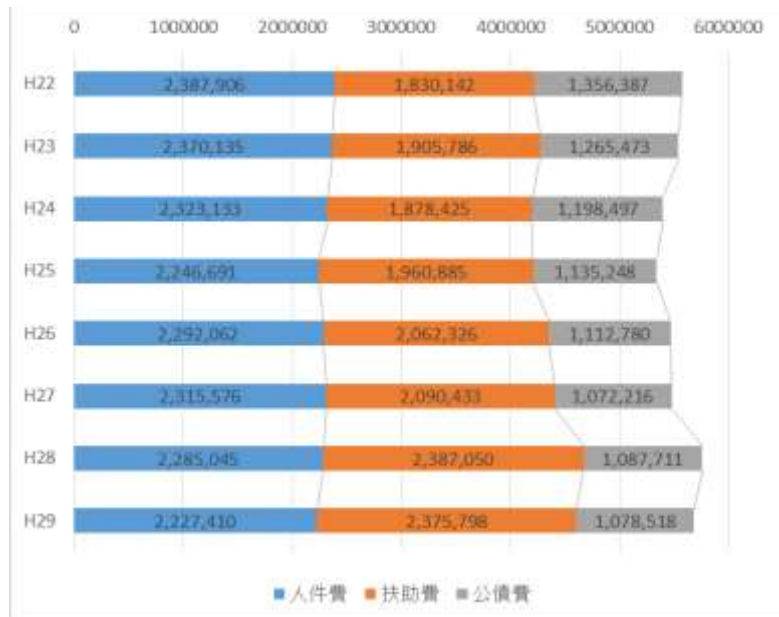
観光予算を取り巻く状況と宿泊税導入検討の目的

- ◆ 2014年度から**観光費は増加傾向にあり、2017年度は7089万円。**
- ◆ しかし、今後も人口減少・少子高齢化の進行に伴い、**税金の減少、高齢化に伴う扶助費の上昇による義務的経費の増加、反面、投資的経費への予算配分の減少、とりわけ観光費への予算充当の水準が確保できず、減少していくことが予想される**
- ↓
- ◆ **活力ある地域社会を維持し、観光客から持続的に支持される「世界水準の観光地づくり」をめざすためには、持続的な財源、人材を含めた実施体制の構築が必須**
- ↓
- ◆ **これまでの一般財源とは差別化した、確実に観光振興に活用できる独自財源を確保する必要性**
 ※入湯税やふるさと納税なども整合性を図る必要性

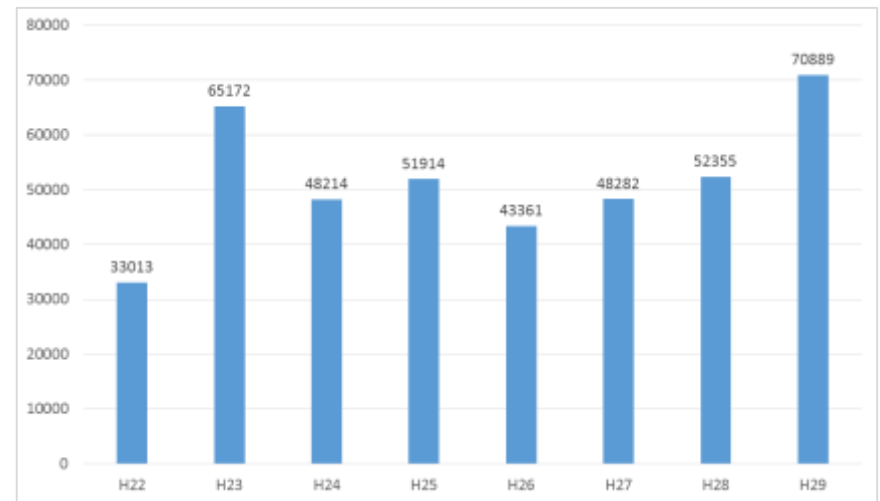
●2017年の税収（一部）（単位：千円）

	市税	固定資産税	都市計画税	入湯税
2017年度	2,597,493	996,885	124,328	48,379

●義務的経費の推移（単位：千円）



●観光費の推移（単位：千円）



入湯税の活用状況

- 2017年度の入湯税の税収は約4,838万円。（市内の対象施設は3施設）
- 用途は環境衛生施設の整備や消防施設等の整備のほか、観光施設の整備やプロモーション、組織への補助金など（直接的な観光目的の用途は54.6%）

●入湯税の推移（千円）



●入湯税の用途

		千円)		
		2015年	2016年	2017年
環境衛生施設の整備				
	リサイクルセンター修繕工事	5,000	13,133	21,955
	山部水処理センター修繕工事	11,502		
消防施設等の整備				
	上水道消火栓取替工事	7,376		
観光施設の整備				
	農村環境改善センター修繕工事	5,190	18,306	3,024
	登山コース整備事業	1,931	1,911	3,400
	太陽の里キャンプ場配水官修繕工事	1,000		2,700
観光振興				
	富良野美瑛キャンペーン	3,570	3,500	4,500
	ふらの観光協会補助金	5,146	3,500	4,500
	北海へそ祭り実行委員会補助金	5,000	5,000	
	スノーファンタジー推進協議会補助金			4,500
	観光PR動画製作事業			2,500
	観光地サイン整備事務委託			1,300
	合計	45,715	45,350	48,379

ふるさと納税について

単位:千円

年度	H28	H29	H30
ふるさと納税額	58,403	68,216	48,702
ふるさと納税推進事業費	16,153	30,347	24,406
基金積立額	42,415	37,867	24,294

特 選べる使い道



1.子育て・教育の充実

ファミリーサポート事業等による子育て支援に活用します。

恵まれた森林資源を活用し、市内小中学生を対象に森林環境教育の推進や子供たちに「演劇のまち富良野」を体感し、演劇的手法を活用したコミュニケーション能力の向上を図ります。

また、富良野を愛し、将来、「ふるさと富良野」に心が向くキャリア教育の推進及び人材育成を図ります。

充当～多子世帯の保育料軽減支援事業
1,377千円(H29)2,002千円(H30)



2.農林業の振興

農林業全般の振興事業に活用していきます。

農業担い手育成センターでの、担い手の育成・確保を図り、営農指導農家への補助、青年就農者などの確実な定着や研修環境の充実を図ります



3.医療・介護・福祉の充実

高齢者福祉など医療・介護・福祉の分野全般の事業に活用します。

へき地医療の充実、医師養成確保就学資金事業など、住み慣れた地域で、自ら健康で生きがいのある安心・安全な暮らしを図ります。



4.その他市長が必要と認める事業

まちづくり、まちの活性化、地域コミュニティ活動、地域づくり推進の分野全般で、市長が特に認めた事業に活用します。

充当～DMOインフォメーションセンター整備負担金12,000千(H29)

富良野市に合った観光振興財源の検証(各種財源の比較)

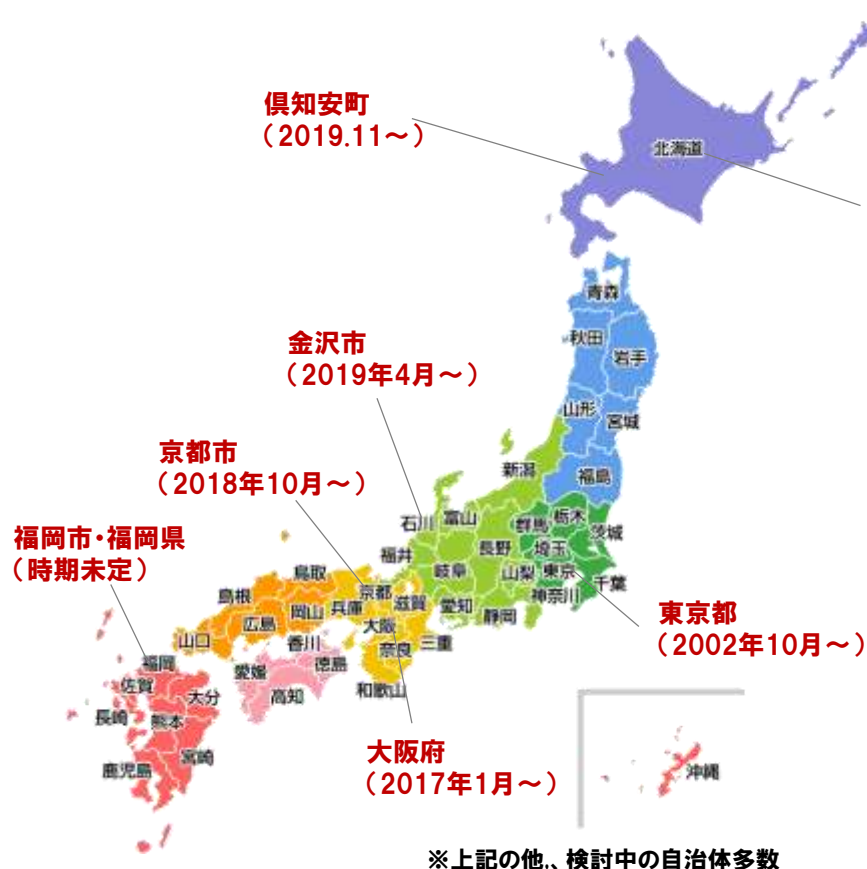
- ✓ 国内各地域でも多様な観光振興財源の検討・導入がおこなわれている。
- ✓ 富良野市の特性(宿泊観光地であること、温泉施設が少ない、登山者がそれほど多くない)や、確保した財源の用途方針(観光振興全般に利用したい)をふまえると、宿泊税をベースとした議論が有効であると考えられる。

種類	課税対象(客体・納税者義務)及び徴収方法	富良野市への導入可能性に向けた考察				
		課税対象	徴収方法	税収額	用途合理性	持続性
入域料(*)	<ul style="list-style-type: none"> 対象：申請地域(都道府県又は市町村)が作成する「地域計画」によって設定した「地域自然資産区域」の利用・利用者 方法：入域手続き時やビジターセンター等の入域ポイントでの徴収(任意又は強制(乗鞍のみ)) 用途：対象地域の自然環境保全事業(登山道、駐車場、トイレなどの整備・維持・管理費、希少動植物の保護費、清掃費、遭難対策費等) ※導入地域：富士山、白神山地、乗鞍、伊吹山、屋久島、伊是名島等 (*)2015/4施行「地域自然資産法」に基づく。入山料や入島税、協力金等	△ エリア/利用者の特定困難	△ 適した徴収場所が市内に不在	△ 利用者が限定的	△ 対象地域周辺に限定される	○ 適切な管理運営により持続可能性有
駐車場利用税	<ul style="list-style-type: none"> 対象：当該地域の駐車場利用・利用者 方法：駐車料金とあわせて徴収 用途：観光資源の保全・整備・充実、ハード整備、交通渋滞対策等 ※導入地域：大宰府市、白川郷は駐車場料金高上げ、整備事業に充当	△ 観光客の特定困難	△ 適した徴収場所が市内に不在	○ 一定確保可能	△ 駐車場周辺整備利用と観光利用との関連性不明瞭	○ 適切な管理運営により持続可能性有
リフト税	<ul style="list-style-type: none"> 対象：リフト利用・利用者 方法：施設での徴収 用途：スキー場関連施設のソフト・ハードの整備等 	○ スキー客に限定	○ スキー場等で徴収可能	△ 限定的	△ スキー関連の目的に限定される	○ 適切な管理運営により持続可能性有
入湯税(かさ上げ)	<ul style="list-style-type: none"> 対象：温泉利用・利用者 方法：施設での徴収 用途：環境衛生施設整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防関係整備、観光振興等 	○ 一定数以上が見込める	○ 温泉施設で徴収可能	△ 市内では3施設のみで限定的	○ 観光振興に広く活用可能	○ 適切な管理運営により持続可能性有
宿泊税	<ul style="list-style-type: none"> 対象：宿泊行為・宿泊客 方法：宿泊施設 用途：観光受入環境整備、観光資源保全・管理、オーバーツーリズム対策、情報発信、観光の振興、観光まちづくり等 	○ 一定数以上が見込める	○ 宿泊施設で徴収可能	○ 一定の集積があるため確保可能	○ 観光振興に広く活用可能	○ 適切な管理運営により持続可能性有
ふるさと納税	<ul style="list-style-type: none"> 対象・方法：対象地域を応援したい国民(外形的基準無し)が納税 用途：地域課題解決、地域振興、その他地域に資する事業 	○ 納税希望者	○ 制度・システム利用	○ 一定確保可能	△ 観光振興にも活用できるが全額ではない	△ 政府の方針により左右
クラウドファンディング	<ul style="list-style-type: none"> 対象・方法：対象プロジェクトを応援したい国民が出資 用途：当該プロジェクトの施行 	○ 出資希望者	○ 制度・システム利用	△ 対象PJT事業費のみ	△ 対象PJTのみに限定される	△ 継続的なPJT実施が必要

宿泊税について

→詳細は「参考資料2」参照

- ✓ 海外では受益者負担による宿泊税の導入は積極的におこなわれており、国内各地域でも独自の観光振興財源として導入・検討されている。
(例)バルセロナ、ローマ、パリ、アムステルダム、ベルリン、ハワイ州、フロリダ州オレンジ郡、カリフォルニア州サンフランシスコ等
- ✓ 市民の市内施設の宿泊利用は宿泊総数からするとわずかであり、宿泊客＝観光客という定義が成立
- ✓ 旅館業法等関連法により宿泊客という課税主体を明確にしやすい
- ✓ 観光振興施策の実施により観光客の受益が発生する構図から、応益的な税として合理性がある



●北海道、道内市町村における観光財源の検討状況

自治体名	種類	道内の検討状況
北海道	宿泊税	課税額を100～300円とし、対象を1泊5千円以上、7千円以上、1万円以上の3ケースで検討
札幌市	宿泊税	1泊2万円未満の場合、市150円、県50円とした福岡市と福岡県の例を参考に検討
函館市	宿泊税	有識者検討委員会のほか、宿泊業者らとの意見交換を通じて、宿泊税を検討
小樽市	未定	新たな税源確保に向けた市内部の研究会で、宿泊料に限定せず、幅広く検討
富良野市	宿泊税	宿泊料の2%程度を想定。7月に有識者会議を設置し、制度設計について意見交換
俱知安町	宿泊税	宿泊料の2%を徴収する条例が昨年12月に成立し、今年11月からの導入を目指す
二セコ町	宿泊税	年度内の制度設計を目指す
美瑛町	宿泊税	導入検討を表明

資料：北海道新聞2019年6月12日朝刊より作成

国内他地域の宿泊税の概要①

●他地域の宿泊税の概要

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡市
課税 客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・国家戦略特別区域法に規定する規定事業に係る施設（特区民泊） ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	俱知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
課税 標準	上記施設への宿泊数				上記施設の宿泊料金	上記施設への宿泊数
納税 義務者	上記施設への宿泊者					
税率	1人1泊について、宿泊料金が ① 1万円未満：課さない ② 1万円～1万5千円未満：100円 ③ 1万5千円～：200円	1人1泊について、宿泊料金が ① 7千円未満：課さない ② 7千円～1万5千円未満：100円 ③ 1万5千円～2万円未満：200円 ④ 2万円以上：300円	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満：200円 ② 2万円～5万円未満：500円 ③ 5万円以上：1000円	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満：200円 ② 2万円以上：500円	1人1泊または、1部屋1泊の ①宿泊料金の2%	1人1泊について宿泊料金が 2万円未満：200円 2万円以上：500円
免税点	1万円未満	7千円未満	なし	なし	なし	なし？
課税 免税	なし	なし	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者	なし	①小学校、中学校、高校の修学旅行生、研修旅行生及び引率する教員 ②俱知安町で職場体験又はインターンシップのために宿泊料金を支払って宿泊する中学生、高校生、専門学校生及び大学生 ※各学校からの届出が必要	なし？

※各自治体のHPを元に作成。福岡市については「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会報告書」（平成30年11月）を元に作成

国内他地域の宿泊税の概要②

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡市
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する規定事業者 ・住宅宿泊事業法第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業または住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業または住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	<p>・特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する</p>					
申告期限	<p>毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能</p>	<p>毎月末日までに前月1日から同月末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能</p>			<p>毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能</p>	
主な用途	<p>国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進 ・旅行者への観光案内、情報提供の充実・強化 ・大阪での滞在時間を快適に過ごすための取組み ・旅行者の安全・安心の確保 ●魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進 ・魅力溢れる観光資源づくり ・効果的な誘客促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進 ・入浴客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対応する受入環境の整備 ※そのほかにも、「京町家の保存・継承」、「道路の渋滞や公共交通機関の混雑対策」、「違法民泊の適正化」などについて、宿泊税を財源として取組を推進 	<p>金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興 ・観光客の受入観光の充実 ・市民生活と調和した持続可能な観光の振興 ※新規または拡充するものに限る 	<p>観光客満足度の底上げと再び「俱知安」を訪れていただくため、本町が抱える課題の解決に使用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リゾート地としての質の向上 →域内交通網の整備、ニセコ・羊蹄山の環境保全・安心・安全なりゾートの形成 ・リゾート地としての魅力の向上 →観光インフラの整備、新幹線を意識したまちづくり 	

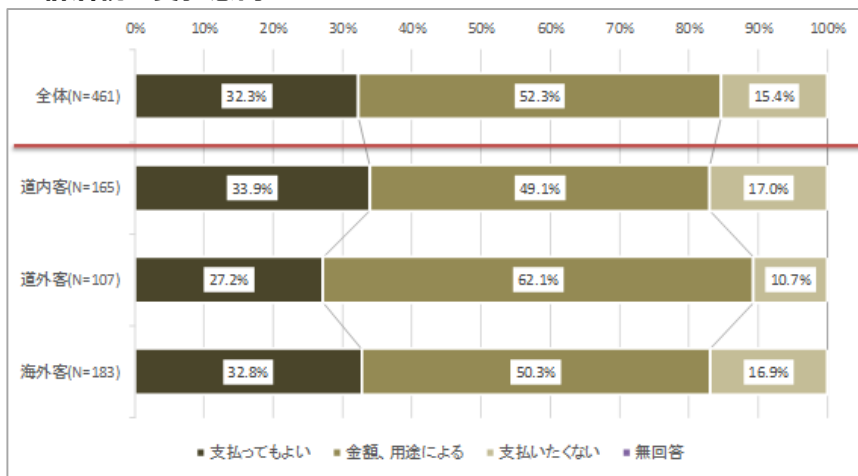
※各自治体のHPを元に作成。福岡市については「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会報告書」（平成30年11月）を元に作成

宿泊税導入に対する観光客の意識

→詳細は「参考資料3」参照

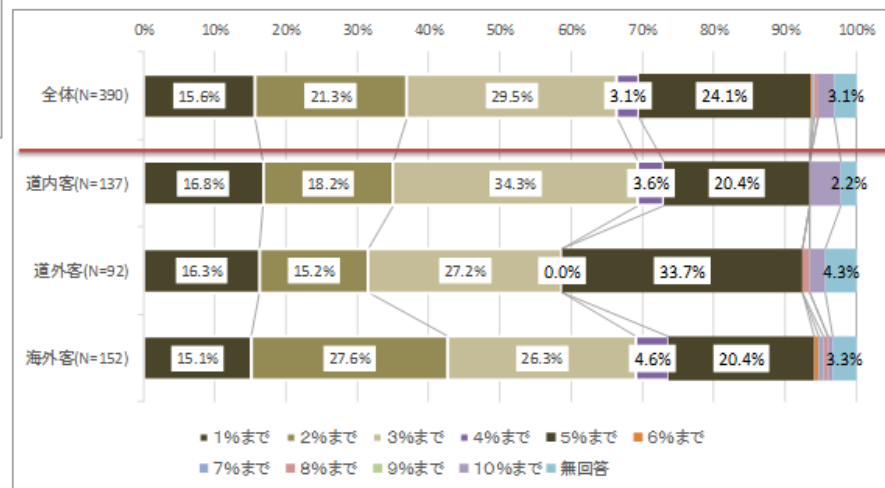
- ✓ 宿泊税の支払意向としては、「金額、用途による」(52.3%)、「支払ってもよい」(32.3%)、「支払いたくない」(15.4%)と続く。
- ✓ 徴収した宿泊税の用途については、「景観の整備・保全」(35.1%)、「観光施設の整備」(33.6%)、「二次交通整備(バスなど)」(26.9%)、「WiFi整備」(21.5%)、「環境保全」(19.2%)と続く。
- ✓ 支払う税率の上限としては、「3%まで」(29.5%)、「5%まで」(24.1%)、「2%まで」(21.3%)と続く。
- ✓ 支払いたくない理由としては「そもそも観光客に負担を強いるべきではない」(40.8%)、「消費税増税に加え、これ以上の課税は許せない」「富良野市の宿泊料金自体が高く、負担が大きい」(ともに22.5%)と続く。

●宿泊税の支払意向



実施日：平成31年2月 計6日間
 実施場所：富良野スキー場 北の峰ターミナル
 調査方法：対面調査
 回収件数：461件
 ※国内客58.1%、海外客39.7%

●支払う税率の上限



支払意向で「支払ってもよい」、「金額、用途による」と回答した方を対象

宿泊税導入にあたっての検討ポイント

- ✓ 宿泊税導入の目的・意義についての議論と共有(疑問点の解消、使途の考え方の共有、既存の税との差別化)
 - ↓
 - ✓ 宿泊税の大枠の議論
 - ✓ 北海道の宿泊税導入議論との調整
(宿泊施設を多く抱える富良野市は、道税として徴収されても、地域の観光振興として活用できる財源としてすべて地域に還るわけではない)
 - ✓ 具体的な個別ケースを想定した議論

●富良野市の宿泊税の概要骨子イメージ(検討プロジェクトチーム素案)

	検討プロジェクトチーム素案
課税客体	富良野市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ※宿泊施設としてどこまでを対象とするか?
課税標準	上記施設の宿泊料金
納税義務者	上記施設への宿泊者
税率	1人1泊または、1部屋1泊の宿泊料金の2% ※定額にするか定率にするか/北海道や隣接市町村との調整
免税点	※一定金額以下は免税とするか否か
課税免税	※免税対象を設定するか(例:修学旅行、インターンシップ、合宿など)
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能

●参考:富良野市の宿泊施設(タイプ別件数)

種類	件数
旅館・ホテル	55
簡易宿所	53
届出民泊	17
合計	125

※事業体は84(H31.3月末)、届出民泊17(H31.1月)

出典:富良野保健所旅館業法リスト

宿泊税導入にあたっての検討ポイント

- ✓ 検討プロジェクトチーム素案に加え、その大枠となる用途の方針(考え方)について要検討
- ✓ 富良野市全体の質を高めていくために必要な取り組み

	検討プロジェクトチーム素案	議論のポイント
用途	<p>1) 公共交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北の峰と市街地間の2次交通の充実 ・バスタクシーの運転手不足 ・旭川空港・新千歳空港間ー富良野間の2次交通 ・山部、東山、麓郷、清水山エリアの2次交通不足 <p>2) 交通安全、環境保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバウンドが増えることによる地域住民の不安増 ・ごみ、自然景観保護 <p>3) 人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキーアウトドア、通訳ガイドの育成 ・多言語対応への対応 ・世界水準のコンシェルジュや料理人の育成 <p>4) 受け入れ環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閑散期観光コンテンツの開発 ・世界水準の山岳リゾートへのプロモーション ・北の峰エリアの空間整備 ・市街地、駅付近の空間整備 ・wifi環境、QR決済、カード決済などのITインフラの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●用途の方針（考え方） ●用途の公開範囲 →方針（考え方）、大まかな事業分野、具体的な事業イメージ？ ※長期的な視点（時代に応じた柔軟性） ●既存の税の用途との棲み分け (例) 国などから支援を受けることができない分野 継続的に実施していくことが求められる分野 緊急時に迅速な対応が求められる分野 ●導入後の用途の検証・検討プロセス

定率制と定額制の比較

- ✓ 宿泊税の徴収方法として、一般的に定率制と定額制がある。(特徴を把握した上で富良野市に適した方式を採用する必要性)
- ✓ 定額制では観光客数、定率制では宿泊客数×消費単価に応じて税金が変化。
- ✓ 定率制では単価の向上も税金に影響するため、質を向上(単価向上)させることにより税金の増加が見込める。

	定率方式	定額方式
税金額	○ ・宿泊客数と単価が向上すれば税金も増える	△ ・単価の向上はあまり税金に影響しない
観光客の負担	○ ・観光客の単価に対応した税額 ・質(単価、季節性)に応じた支払額	△ ・安価な宿泊費に対しては負担が大きい ・質(単価、季節性)が変わっても支払額は同じ
事業者の負担 ー徴収のタイミング	△ ・決済時のみ徴収	△ ・決済時でもチェックアウト時でも徴収可能
ー算出	△税額が一律ではないため算出が必要 (食事代が含まれている場合の宿泊費の算出)	○徴収額が一律でわかりやすい
ーオフ期の負担軽減	○価格調整による需給バランスの確立を阻害しない	△価格調整による需給バランスの確立を阻害する
先行事例との 親和性	△ ・国内事例は少ないが海外は一般的 (インバウンドに説明しやすい)	○ ・国内事例は多い
社会・経済状況への 対応	○ 経済状況に適応	△ インフレやデフレなどに対応できない
拡張性・柔軟性	○	○ ・定額制の場合、事実上、五十円単位でしか変更ができない。

※免税点や課税免税の議論などにより解決できることもある。

※北海道の採用制度との整合性は別途検討が必要